

主な関係法令・条例

違反行為	関係法・条例	法・条例の内容	罰則
施設の機能に障害を与えて、下水の排除を妨害した。	下水道法第44条	公共下水道の施設の機能に障害を与えて、下水の排除を妨害した。	下水道法第44条 5年以下の懲役または百万円以下の罰金。
油を下水道に投棄した。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）16条	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	廃棄物処理法第25条 5年以下の懲役または一千万円以下の罰金。
水質基準（4項目）に適合しない汚水を継続して下水に流した。（水洗便所から排除される汚水を除く。）	天草市下水道条例10条	水質基準に適合しない下水を継続して排除する時は、除外施設を設け、または必要な措置をしなければならない。	天草市下水道条例12条 期限を定めて除外施設の設置、改善その他水質の改善に必要な措置を命ずることができる。
基準（9項目）に適合しない汚水を除外施設を設けずに継続して下水に流した。（水洗便所から排除される汚水を除く。）	天草市下水道条例11条	基準に適合しない下水を継続して公共下水道を使用する者は、除外施設を設け、または必要な措置をしなければならない。	天草市下水道条例12条 期限を定めて除外施設の設置、改善その他水質の改善に必要な措置を命ずることができる。